

# いじめ問題対応教師効力感暫定尺度作成の試み

山本 奨\*

\*岩手大学教育学部

(令和2年3月4日受理)

## 1. 問題と目的

いじめ問題の理解と対応は、2013年のいじめ防止対策推進法の制定以前と以後では、大きく異なるようになった。法が定めるいじめの要件は、双方が児童生徒であること、そこに人的関係があること、心身に影響のある行為があること、それにより対象児童生徒が苦痛を感じたことの4要素からなる。これによれば、悪意や攻撃を伴わなくても、行為の対象となった児童生徒の主観的な理解によりいじめが成立することになる。これによりいじめには人権侵害だけでなく、双方またはいずれかの児童生徒の未熟な対人スキルに由来するトラブルをも含むことになった。さらに「いじめの重大事態」という新たな概念が規定され制度に沿った対応が求められるところとなった。

この広範囲ないじめという事象に対して、教師はどのような力を備える必要があるのだろうか。この問はそのまま教員養成上の課題でもある。これまで、いじめ問題対応のために教師が獲得すべき力やその遂行の見通しについては、教師効力感の側面から検討されることがあった(上村・茅野, 2018; 伊藤・山本, 2020 など)。しかし、これらは調査対象を大学生や教員それぞれに限るものであり、両者を共に対象とするものではなかった。教員養成上の課題を追究するためには、教師が備える効力感と大学生のそれぞれの査定が欠かせない。この研究は、いじめ問題対応教師効力感に関し、教師及び大学生の両方の視点から追究しようとするものである。そこでは、いじめ問題に対応し危機を管理するための具体的な技術や要点・態度を、教師及び教師になろうとする大学院生・学部生の視点をとおして明らかにし、いじめ問題対応教師効力感の測定尺度を作成する

こと、そしてこれを用いて学生及び教師の効力感を測定し、その実態と教職科目の授業成果から、教員養成の成果と課題を明らかにすることが必要となる。

ここで報告する研究は、この中の一つ目の課題であるいじめ問題対応教師効力感尺度の作成に必要な項目収集とその暫定尺度の作成及び研究遂行上の課題を収集することを目的とする。一連の研究によって得られる知見は、いじめ問題に自信と見通しをもって対応できる教員の養成に資するものとなることが期待される。併せていじめ問題に苦悩する学校支援に資するものである。

## 2. 研究1

### 2-1 目的

いじめ問題対応に必要とされる技術や要点・態度に係る項目を収集し、研究2で用いる暫定尺度を作成する。

### 2-2 方法

調査時期：2019年4月

調査対象：大学院教育学研究科(教職大学院)で学ぶ18名(現職院生8名、学卒院生10名)

調査材料：「いじめ問題に対応するために、教師に求められる力を30件あげてください」の指示による、記入のための30の欄を設けた表計算ソフトのファイル。

その際、「表現が具体的で、教師自身がそれをどの程度備えているのか、判断できるものであること」及び「いじめ問題に関し、教師に求められていることが、よく網羅されていること」の留意事項を付した。

調査手続：調査材料を記述したファイルをデータで

配付し、適宜回答の上 web 上のポストに投函してもらった。

## 2-3 結果と考察

### 2-3-1 項目の整理

18名から合計536件の回答が得られた。これについて、いじめ問題に詳しい現職教員など協力者の支援を受けながら分類した。その結果、下の7つのカテゴリーが得られた。

#### ア. 分かる

最初に見いだされたカテゴリーは、「法律が定める「いじめ」とは何かを理解している」や「勤務した学校のいじめ対応のルールを理解することができる」など、法令や学校のルールの理解に関する『分かる』であった。2013年のいじめ対策推進法の施行により、学校はこれまでのいじめに関する認識を改めることが必要となった。法制直前まで文部科学省(2013)は、いじめは加害者の「攻撃」によるものだと捉えてきたが、法制後は加害者の「行為」によるものだと変更された。いじめを規定するものは、加害者の「意図」から被害者の「苦痛」となった。また、法は各学校にいじめ防止基本方針を定めることを求め、学校はこれに沿った対応を行うこととなった。加えて「重大事態とは何か」についても定められることとなった。このカテゴリーは、「教師が何を知っておかなければならないのか」に関するもので、適切ないじめ問題対応の基礎とも言えるものと考えられた。

#### イ. 防ぐ

次に見いだされたのは、「いじめが発生する前にその兆(きざ)しをとらえることができる」や「いじめを未然に防止することができる」など、未然防止に関する『防ぐ』であった。法は学校に、未然防止、早期発見、適切な対応の3点を、その取組として求めている。その最初の未然防止にあたるのがこのカテゴリーである。その中には、「いじめが起きにくい学級を作ることができる」など大きな意味でのいじめ対策となるものや、「どのような状況のときに子供がいじめをするのかを理解している」など子供の心理や行動の理解に関するものが含まれた。

#### ウ. 見つける

続いて、「いじめを発見するための手立てを理解している」や「いじめの加害行為を発見することができる」など、早期発見に関する『見つける』が整理された。法が求める未然防止、早期発見、適切な対応の2番目にあたるカテゴリーである。そこには、加害者と被害者のいずれにも配慮することのほか、発見のための手立ての理解や発見につながるアンケートの作成方法の理解も含まれる。

#### エ. 聴き取る

「被害者の苦痛を聴き取ることができる」「加害者側から何をしたのか事実を聴き取ることができる」など、主観的な心情や客観的事実の理解と把握に関する『聴き取る』がカテゴリーとして得られた。聴き取る内容は、被害者の苦痛や事実、加害者の主張や事実であるが、それを整理するために周囲の児童生徒から協力を得る力もここに分類した。この力はいじめ対応の機能としては、上述の『防ぐ』『見つける』やこの後に述べる『止める』『変える』『収める』に共通して必要になるものと考えられた。そのためこのカテゴリーには、「発生した事案を事実に基づいて記録することができる」という、主観的な訴えと客観的な事実を区別して理解や記録できる力を含めることとした。

#### オ. 止める

発見したいじめに対する具体的で適切な対応の一つとして、「加害者のいじめの行為を制止することができる」「被害者に安全な環境を提供することができる」など、生じているいじめの制止に関する『止める』というカテゴリーを設けた。法は、いじめが人権を侵害し人の尊厳を脅かすものとしている。そこから被害者を守ることを目的とする場合、何よりも必要となるのが、加害者のどの行為を止めさせなければならないのかを正確に定め、事実としてそれが行われない環境を作ることである。「加害行為をやめさせることができる」という項目は、このことを端的に表現するものである。加害者が悪い、あるいは加害者が怖いという漠然とした理解では、制止する対象が明確でない。制止すべき行為の特定に関わる力とその実効に関わる力に関するカテゴリーである。

## カ. 変える

「加害者が再びいじめをしなくてもいいように支援することができる」「加害者が何のためにいじめをしているのかその理由を理解することができる」など、心理や行動の理解に基づく介入に関するカテゴリーが『変える』である。それは、上の『止める』の成果を維持する工夫に関わるものである。いじめを発見し叱ることができたとしても、いじめは解決しない。もちろん、いじめるという行動を取るとは許されないのだという理解には至る可能性はある。それは一時的な反省という形で表明されることになるかもしれない。しかし、その理解や反省があっても、これまでいじめることのできた利益が得られないままでは、再発の危険は残り続ける。陰に隠れていじめが続けられるのは、その一つの現れ方だと言える。このカテゴリーは、加害者に対しては、再びいじめを行わなくても欲しかったものが得られるという見通しを提供する力であり、被害者には、再びいじめられたときにどのように対応すれば安全が得られるのかという見通しを提供する力である。それは、既に発生してしまったいじめへの法が求める適切な対応であり、再発防止策であり、具体的な未然防止策に関する介入だと言えよう。さらに、2013年のいじめ防止対策推進法の施行により、いじめの中には人権侵害を伴わない双方またはいずれかの児童生徒の未熟な対人スキルに由来するトラブルをも含むことになった。この面からも、叱る以外の方策を教師も児童生徒も必要としていけると言えよう。

## キ. 収める

最後に見いだされたのは、「被害者の願いに添った解決をすることができる」「被害者の保護者の納得を得ることができる」など、事態の收拾に関する『収める』であった。ここまでの、いじめを見つけ、聴き取り、制止し、行動の変容を得ることができたとしても、いじめ問題に関しては、容易に解決しない現実がある。そこで必要になるのは、加害者と被害者双方の児童生徒及び保護者の納得である。場合によっては当該児童生徒だけでなく、これを取り巻く周囲の児童生徒の納得も必要となる。この納得に

基づいた事態の收拾に関するものが、このカテゴリーである。

### 2-3-2 暫定尺度の作成

上記に基づき、各カテゴリーに関する5～7項目で構成される合計45項目からなる「いじめ問題対応教師効力感暫定尺度」を作成した。これらのカテゴリーとこれに対応する項目を表1に示した。

## 3. 研究2

### 3-1 目的

教職課程を専攻する大学生(学部生)の、いじめ問題を学習する以前のいじめ問題対応教師効力感の構造を探索するとともに、各項目への反応の傾向を捉え、今後の尺度開発に資する知見を収集する。

### 3-2 方法

調査時期：2019年5月

調査対象：教職課程を専攻する大学生192名

調査材料：研究1で作成した45項目からなる「いじめ問題対応教師効力感暫定尺度」：各項目に「とても自信がある」から「全く自信がない」までの5件法で回答を求めるものである。

調査手続：大学生に対して、「生徒指導・進路指導」の授業において質問紙を配付し、その場で回答を求め回収した。

倫理的配慮：回答は任意であり回答しなくてもよいこと、一旦回答を始めてもいつでも自由に止めることができること、回答の有無や回答の内容が成績に影響することがないことを質問紙に明記の上、事前に説明を行い実施した。

### 3-3 結果と考察

181名の協力が得られ、分析に用いられた。

#### 3-3-1 各項目の分布と正規性

各項目の平均と標準偏差を表1に示した。平均±標準偏差の値を参考に天井効果及び床効果のある項目を点検したところ、45項目の内、「8 いじめ防止対策推進法の内容を理解している」と「29 法令が定めるいじめの「重大事態」とは何かを理解している」の2件に床効果が見られることが分かった。これらは、知識に依存するものであり、学習前の測定では当然のことだと理解され、削除する必要はな

いと判断された。天井効果が見られる項目はなかった。これらにより、今後はこの45項目全てを暫定尺度の項目として扱うこととした。

### 3-3-2 構造の探索

いじめ問題対応教師効力感の構造を因子分析により探索することとした。累積寄与率50%超を手がかりに、仮説と同じ7因子の抽出を試みた(最尤法, プロマックス回転, 累積寄与率54.271%)。そのパターン行列及び因子間相関並びに固有値を表2に示した。しかし, その解釈は容易ではなく, 暫定尺度を作成した際に設けられたカテゴリーは明瞭には再現されなかった。また, 第1因子の固有値が突出して高く, 第2因子以降は漸減するもので, その落差を因子抽出の手がかりとすることも困難であった。一方, 1因子構造と判断するには第1因子の寄与率が32.300%と低いものであった。これは, いじめに関する講義受講前の大学生には, 自身がどのようにいじめ問題に対応できるのかに関して, その見通しが成立していないことを示すものだと考えられた。

## 4. 総合的な考察

本研究の目的は, いじめ問題対応教師効力感尺度の作成に必要な項目収集とその暫定尺度の作成及び研究遂行上の課題を収集することであった。これについて, 研究1において, いじめ問題対応教師効力感を表現する項目を収集し, その分類に用いた7カテゴリーを手がかりに45項目からなるその暫定尺度を作成することができた。研究2において, これら45項目が分布の偏りに問題はなく, 天井効果や床効果がほぼ見られないことが確認された。しかし, 探索的因子分析の結果, 7カテゴリーに沿う構造は認められず, またいじめに関する講義受講前の大学生には, その効力感の構造が未だ漠然としていることがうかがわれた。尺度構成に当たっては, いじめに関する講義受講後のデータに基づく必要があることが示唆された。

修の効果の研究—いじめに対する教師効力感の変容から—, 岩手大学大学院教育学研究科研究年報, 4, 103-116

上村桃香・茅野理恵 2018 いじめ対応教師効力感に関する研究—教育学部生の実態調査と尺度作成の試み— 信州心理臨床紀要 17, 29-40

## 引用文献

伊藤綱俊・山本奨 2020 いじめに関する校内研

表1 暫定尺度に採用された項目とそのカテゴリー

カテゴリー	No.	項目	平均	SD
分かる	1	法律が定める「いじめ」とは何かを理解している	2.331	1.145
分かる	8	いじめ防止対策推進法の内容を理解している	1.569	0.747
分かる	15	勤務した学校のいじめ防止基本方針の内容を理解することができる	3.287	1.046
分かる	22	勤務した学校のいじめ対応のルールを理解することができる	3.530	0.981
分かる	29	法令が定めるいじめの「重大事態」とは何かを理解している	2.006	1.227
防ぐ	2	いじめが発生する前にその兆(きざ)しをとらえることができる	2.812	1.053
防ぐ	9	いじめとは何かを子供に理解させることができる	3.006	1.078
防ぐ	16	見聞きたいじめを教師に相談するよう子供に促すことができる	3.139	1.045
防ぐ	23	いじめを未然に防止することができる	2.017	0.840
防ぐ	30	どのような状況のときに子供がいじめをするのかを理解している	2.956	1.048
防ぐ	36	いじめが起きにくい学級を作ることができる	2.459	0.910
見つける	3	いじめを発見するための手立てを理解している	2.337	0.920
見つける	10	いじめの加害行為を発見することができる	3.099	0.989
見つける	17	いじめの被害を受けている子供に気づくことができる	3.267	0.989
見つける	24	いじめの加害行為にはどのような種類があるのかを理解している	2.785	1.137
見つける	31	いじめの発見につながるアンケートを作成することができる	2.718	1.117
見つける	37	いじめアンケートの回答を読んでいじめの発見につなげることができる	3.017	1.062
見つける	42	いじめを早期に発見することができる	2.486	0.935
聴き取る	4	被害者の苦痛を聴き取ることができる	3.696	0.938
聴き取る	11	加害者側から何をされたのか事実を聴き取ることができる	3.304	0.978
聴き取る	18	被害者側から何をされたのか事実を聴き取ることができる	3.539	0.977
聴き取る	25	周囲の子供たちから何があったのか事実を聴き取ることができる	3.506	0.881
聴き取る	32	発生した事案についてどのように聴き取りを行えばよいか理解している	2.414	0.960
聴き取る	38	加害者の言い分を聴き取ることができる	3.624	0.920
聴き取る	43	発生した事案を事実に基づいて記録することができる	3.398	0.964
止める	5	加害者のいじめの行為を制止することができる	2.503	1.009
止める	12	被害者に安全な環境を提供することができる	2.840	0.932
止める	19	いじめ解決の取組に関し周囲の子供たちの協力を得ることができる	3.145	0.925
止める	26	発生した事案を正確に把握することができる	3.160	1.007
止める	33	加害行為をやめさせることができる	2.409	0.977
止める	39	いじめの状況に応じた対応方法を理解している	2.304	0.938
止める	44	加害者にいじめをしにくい環境を提供することができる	2.613	0.833
変える	6	加害者が再びいじめをしなくてもいいように支援することができる	2.425	0.973
変える	13	加害者が何のためにいじめをしているのかその理由を理解することができる	3.304	1.065
変える	20	いじめられたときの対処方法を被害者に獲得させることができる	2.683	0.989
変える	27	いじめられないための方策を被害者に獲得させることができる	2.431	0.889
変える	34	なぜいじめが起こるのか子供の心理と行動の仕組みを理解している	2.530	1.036
変える	40	加害者の行動を変容させるための手立てを理解している	2.193	0.851
変える	45	被害者に安心感を提供することができる	2.895	0.980
収める	7	被害者の願いに添った解決をすることができる	2.961	1.066
収める	14	被害者の保護者の納得を得ることができる	2.122	0.873
収める	21	加害者に何が問題なのかを理解させることができる	3.193	1.001
収める	28	加害者の保護者の納得を得ることができる	2.343	0.968
収める	35	発生したいじめを解決することができる	2.359	0.912
収める	41	発生したいじめによる学校の混乱を収拾することができる	2.193	0.901

表2 いじめに関する授業受講前のパターン行列

項目 (【 】内は暫定尺度作成時のカテゴリー)	因子						
	1	2	3	4	5	6	7
33_加害行為をやめさせることができる【止める】	0.961	-0.108	-0.027	-0.183	-0.036	0.015	0.165
05_加害者のいじめの行為を制止することができる【止める】	0.948	0.004	-0.124	-0.283	0.036	-0.018	0.173
06_加害者が再びいじめをしなくてもいいように支援することができる【変える】	0.774	-0.134	-0.020	0.052	-0.103	0.031	0.078
28_加害者の保護者の納得を得ることができる【収める】	0.732	0.038	-0.172	0.036	0.005	0.047	-0.054
35_発生したいじめを解決することができる【収める】	0.724	-0.039	0.076	0.003	-0.067	0.021	-0.110
23_いじめを未然に防止することができる【防ぐ】	0.643	-0.166	0.105	0.025	0.075	0.019	-0.051
12_被害者に安全な環境を提供することができる【止める】	0.546	0.232	0.218	-0.292	0.016	0.050	0.102
14_被害者の保護者の納得を得ることができる【収める】	0.526	0.112	-0.090	0.002	0.333	-0.022	-0.040
41_発生したいじめによる学校の混乱を收拾することができる【収める】	0.526	0.070	0.217	0.021	0.028	0.022	-0.161
40_加害者の行動を変容させるための手立てを理解している【変える】	0.495	-0.168	0.006	0.444	0.091	-0.090	-0.012
45_被害者に安心感を提供することができる【変える】	0.486	0.070	0.112	-0.091	0.052	0.170	0.001
44_加害者にいじめをしにくい環境を提供することができる【止める】	0.467	-0.081	0.305	0.120	-0.059	-0.047	0.055
20_いじめられたときの対処方法を被害者に獲得させることができる【変える】	0.443	0.215	0.014	0.022	0.160	-0.058	0.067
36_いじめが起きにくい学級を作ることができる【防ぐ】	0.443	0.084	0.245	0.234	-0.347	-0.001	-0.156
07_被害者の願いに添った解決をすることができる【収める】	0.376	0.045	0.080	-0.041	0.086	-0.028	0.126
11_加害者側から何をしたのか事実を聞き取ることができる【聞き取る】	0.002	0.810	-0.095	-0.193	0.158	0.017	-0.034
25_周囲の子供たちから何が合ったのか事実を聞き取ることができる【聞き取る】	-0.104	0.795	0.049	-0.055	0.043	-0.094	0.050
18_被害者側から何をされたのか事実を聞き取ることができる【聞き取る】	-0.053	0.791	-0.031	-0.002	-0.112	0.094	-0.047
38_加害者の言い分を聞き取ることができる【聞き取る】	0.161	0.517	-0.056	0.023	-0.133	-0.062	0.082
26_発生した事案を正確に把握することができる【止める】	-0.105	0.501	0.002	0.175	-0.029	0.166	0.102
43_発生した事案を事実に基づいて記録することができる【聞き取る】	-0.237	0.482	0.138	0.068	-0.001	0.124	0.168
04_被害者の苦痛を聞き取ることができる【聞き取る】	-0.090	0.407	0.149	-0.093	0.157	-0.047	0.373
13_加害者が何のためにいじめをしているのかその理由を理解することができる【変える】	0.000	0.385	-0.019	0.332	-0.118	-0.158	0.229
16_見聞きたいじめを教師に相談するよう子供に促すことができる【防ぐ】	0.166	0.383	0.059	-0.075	0.023	0.006	0.025
01_法律が定める「いじめ」とは何かを理解している【分かる】	0.039	-0.381	0.161	0.260	0.277	0.200	0.204
19_いじめ解決の取組に関し周囲の子供たちの協力を得ることができる【止める】	0.211	0.377	0.129	0.144	-0.160	0.011	0.122
31_いじめの発見につながるアンケートを作成することができる【見つける】	0.062	0.367	0.121	0.052	0.078	0.089	-0.013
42_いじめを早期に発見することができる【見つける】	-0.074	0.073	0.772	0.054	0.010	-0.076	-0.047
10_いじめの加害行為を発見することができる【見つける】	0.113	-0.029	0.714	-0.170	0.052	0.013	-0.047
17_いじめの被害を受けている子供に気づくことができる【見つける】	-0.090	0.117	0.649	0.134	-0.087	0.059	0.056
02_いじめが発生する前にその兆(きざ)しをとらえることができる【防ぐ】	0.098	-0.042	0.633	0.046	0.115	-0.079	0.057
37_いじめアンケートの回答を読んでいじめの発見につなげることができる【見つける】	0.220	0.135	0.334	-0.003	-0.177	0.076	0.026
34_なぜいじめが起こるのか子供の心理と行動の仕組みを理解している【変える】	-0.021	-0.143	0.021	0.745	0.093	0.013	0.147
30_どのような状況のときに子供がいじめをするのかを理解している【防ぐ】	-0.195	-0.014	0.045	0.594	0.025	0.070	0.053
32_発生した事案についてどのように聞き取りを行えばよいか理解している【聞き取る】	0.146	0.194	-0.074	0.530	0.161	-0.067	0.011
27_いじめられないための方策を被害者に獲得させることができる【変える】	0.348	0.171	-0.286	0.462	0.159	0.039	-0.058
24_いじめの加害行為にはどのような種類があるのかを理解している【見つける】	-0.189	0.062	0.066	0.457	0.220	0.040	0.299
08_いじめ防止対策推進法の内容を理解している【分かる】	0.020	-0.064	-0.003	0.045	0.661	0.052	0.048
29_法令が定めるいじめの「重大事態」とは何かを理解している【分かる】	-0.052	0.040	0.000	0.160	0.466	0.015	0.010
03_いじめを発見するための手立てを理解している【見つける】	0.147	0.108	0.328	0.042	0.349	-0.046	0.027
39_いじめの状況に応じた対応方法を理解している【止める】	0.255	0.109	0.140	0.232	0.320	-0.074	-0.129
22_勤務した学校のいじめ対応のルールを理解することができる【分かる】	0.013	0.064	-0.041	0.071	0.026	0.990	-0.089
15_勤務した学校のいじめ防止基本方針の内容を理解することができる【分かる】	0.100	0.046	-0.041	-0.013	0.046	0.701	0.139
21_加害者に何が問題なのかを理解させることができる【収める】	0.399	0.105	-0.202	0.347	-0.167	-0.009	0.464
09_いじめとは何かを子供に理解させることができる【防ぐ】	0.092	0.037	-0.025	0.329	0.018	0.092	0.411
	1	0.593	0.601	0.642	0.324	0.217	0.118
	2		0.610	0.549	0.204	0.291	0.150
	3			0.487	0.318	0.250	0.211
	4				0.318	0.284	0.041
	5					0.039	0.043
	6						0.365
固有値	14.535	2.754	2.244	1.936	1.590	1.363	1.219

累積寄与率：56.980%